

令和元年度 第8回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和元年11月20日(水) 午後1時30分～午後2時50分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

| | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 1番 佐伯 幸男 | 2番 福壽 洋三 | 3番 日和佐 修 | 4番 井澤 信良 |
| 5番 藤谷 昇 | 6番 三宅 孝英 | 7番 浅原 清治郎 | 8番 梅谷 良治 |
| 9番 岩本 宏司 | 10番 澤田 秀隆 | | |

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

令和元年度 第8回播磨町農業委員会

日時：令和元年11月20日

開会 午後1時30分

○議長 本日、全員出席ということで会議が成立いたしております。そして、議事録署名委員でございますが、1番の佐伯委員さんと2番の福壽委員さんをお願いをいたしたいと思っております。それでは議事を進めてまいります。議案第21号「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出のこと」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございます。それでは順番にいきたいと思っております。

まず、1番、現地調査していただいた井澤さん、お願いいたします。

○井澤委員 それでは、地図は4ページをごらんいただきたいと思います。それと写真は1枚目の一番上です。この土地は、場所は[]の西側を渡って[]の方に向かって右手すぐのところですか。細い土地でして、斜線が表示されているところですか。写真をごらんいただきますと、分かると思うのですが、全面をコンクリートで舗装されています。右側のブロック塀ですが、これはちょうどここに隣接している[]の家のブロック塀ですね。それで、[]にちょっと訪問したのですがお会いできなかったもので、ちょうどこの隣接している[]を訪ねましたらおられて、この土地については、ちょうど上側に四角形のような、駐車場との間ぐらいに四角形がありますね。この部分が[]の持ち物のようでした、ここへ入る進入路として使っていたようです。周りを見ましたら駐車場と住宅ですので、特に問題はないと思っております。もう以前から農

地から宅地に変わってしまっていますので、始末書が出ているようです。以上です。よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。委員の皆さん方、何か御質問ございませんか。これは今回何で上がってきたのでしょうかね。

○井澤委員 そうですね。■■■■とちよっとお会いできて話したら、行く行くは売買で■■■■から■■■■の方に移るような話が進んでいるようです。

○議長 先ほど御説明ありました。奥のこの白地の部分は今、現状何になっているのですか。

○井澤委員 現状ですか。白地のこの部分、駐車場との間の四角は倉庫になっています。ずっと前は進入路として使っていたのでしょうか。■■■■のお家は■■■■から■■■■を上がりましたら、ちょうどここで言うと■■■■、■■■■って書いてある左手ですね。■■■■のちょうど前あたりです。■■■■、■■■■のお家があるのですが、ここは■■■■ですね。前は■■■■か何か商売されていました。

○議長 ■■■■がこの道を購入されたら、その倉庫への進入路がなくなってしまうのですね。そうしたらこれ駐車場も■■■■の物でしょうか。

○井澤委員 確認できていないのですが、恐らくそうだと思います。

○議長 はい、わかりました。ほかの皆さん方、ございませんか。

市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することに決定いたしたいと思います。次に、2番を現地調査していただいた三宅委員さん、お願いいたします。

○三宅委員 地図は5ページをお願いします。中央に■■■■と言うのがありますけれど、これは■■■■です。もうちよっと西の方へ行きますと

■があるのですけれども、ちょうど横に、当該地の横に■、お寺があります。その寺の東側の少し入ったところになります。そこについては、道に沿って三角地みたいな一番境のところには赤い四角の部分があります。ここは、今は更地になっていますけれども以前は家が建っていたということです。それは今回提出されました■、■というのは、ちょうど上の■って書いてある、これが■のお家です。地続きみたいになった部分であります、転用部分についてはその南側のところ。そこには赤い四角の部分には家が建っていたそうですが、この■の■が亡くなられて、もう家も潰して今は更地になっています。それから■の家の方の部分については、農地です、いろいろなものが植わっていたようです。柿みたいな木もあったということです、今は見に行きますと更地になっていました。その部分について、ずっと前から家が建っていたということで、今回始末書付きで出されたということです。写真については、1枚目の真ん中あたりですけれども、この一番奥に大きなお家が見えておりますが、これが■のお家です。下側については道路ですね。左側の分についても道路になっています。以上です。

○議長 ありがとうございます。説明がございました。委員の皆さん方、質問等ございませんか。意見、質問はないようですので、これにつきましても市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することに決定したいと思っております。続きまして、3番を調査していただきました三宅委員さん、引き続きましてお願いをいたします。

○三宅委員 場所につきましては6ページをお願いします。先ほど説明したところの西側に■が通っております。その■の踏切のところ

ろをちょっとS字みたいになっていますけれど、踏切を渡ったところからずっと南の方へ下がっていくと、当該地になります。

ちょっとこれは説明がややこしいのですけれども、大きな面積ですね。1, 200か1, 100あります。形はいろいろありますけれども、今回出ているのはこのお家の三角の部分ですね。わずか[] []です。全体は1, 100か1, 200ぐらいですけれども、この[]のところ、写真で言いますと、1ページ目の一番下です。左の白い部分がこの[]の家のブロック塀です。写真の三角部分ですね。この部分だけ、25平米だけ、あとは1反ほどの田んぼ、全部もう転用が出て、もう看板が立って5軒ほど家が建つということです。

○梅谷委員 今回農地転用が上がっています。8ページですね。

○議長 そうしたら合わせて、三宅さん、8ページもいきましようか。説明をお願いします。

○三宅委員 そうですね。続いて説明します。先ほどの続きが残りの部分ですね。6ページの地図からいきますと、ちょうどこの部分が、白い部分が右手の方にあって、それから道路がありますけれど、ここは農地です。まだ畑もされています。それについても両面、西側と南側については家がもう既に建っていて、隣が農地で残っているのですけれども、そこは今回の転用については何も問題はないと思います。この農地の排水については、[]って書いた字の下あたりに排水がございますので、隣の農地についても別に問題はないと思います。

○議長 ありがとうございます。今、4条の届け出の3番と5条の届け出の4番、御説明いただきましたが、それぞれ委員の皆さん方、御質問ございませんか。

- 梅谷委員 意見としてはないのですが、この三角地が不思議だなと思って。
- 議長 そうですね。この三角地ですね。
- 梅谷委員 4条届で出すっていうのはよく分からないですね。
- 議長 意見ございませんか。確かに、この三角がちょっと分かりにくいですね。特にないようでしたら、これについても農地転用届を受理することに、いずれもいたしたいと思います。
- 続きまして、今度は議案第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による届け出のこと」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 ありがとうございます。1番、現地調査していただきました日和佐さん、お願いいたします。
- 日和佐委員 前回、XXXXXXXXXXから届出があったのですが、亡くなられたということで新たにXXXXXXXXXXの名前を出されております。
- それで、地図は10ページで、場所的にはXXXXXXXXXXの信号をXXXXの方に上がっていただいたらXXXXの信号あります。それとXXXXとの間にありまして、このXXXXXXXXXXのお家と、右の方にいていただいたら、喜瀬川沿いにある白い部分ですね。もうここしか残っておりません。今までも保全という形だったみたいで、水田にはなっておりませんでした。何ら問題ないと思います。
- 写真の方が2ページ目の一番上でありまして、この赤い屋根の建物、これがXXXXXXXXXXのお家です。よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。これで始末書ありというのは、どのような始末書になっているのですか。

- 事務局 右側にありますように駐車場として使っていたという始末書
でした。
- 議長 右上にありますね。ほかの委員さん方、何かございませんか。
前回も出た案件で、記憶に新しいかと思えます。特にないよう
でしたら、農地転用届を受理することに決定いたします。続きま
して、2番を調査していただきました佐伯委員さん、お願いいた
します。できたら5番についても合わせてしていただいてもよろ
しいでしょうか。
- 佐伯委員 これも先月でしたね。ちょうど家の裏で4条申請が出たところの
残りの土地です。地図が11ページで、XXXXXXXXXXから南西方向
に100メートルちょっと行ったところで、区画整備したど真ん
中になります。もともこの土地は2筆だったのですが、途中で
分筆して3つに分かれたようです。最初の2つは売買で計画して
いたのですが、あとの、最後の方に出てきています139番1は、
残そうかなと考えていたらしいのですけれど、結局最後一緒にや
っぱり売買になったようで、ちょっと届出の時期がずれているだ
けで、土地としては全く続きで何の問題もありません。周辺にも
隣接した農地はございませんし、区画整理したところなので何の
影響もないかと思えますので、よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。委員の皆さん方、御質問ございませ
んか。佐伯さん、これ写真は。
- 佐伯委員 2ページの真ん中ですね。
- 議長 真ん中ですね。
- 佐伯委員 それと3ページの一番下です。
- 議長 説明がございましたが、委員の皆さん方、御質問ございませ
んか。

この2番、それから5番、いずれも農地転用届を受理することにいたしたいと思います。続きまして3番、三宅委員さんお願いいたします。

○三宅委員

地図は12ページ、県の[]が通っております。その北側、ちょうど[]の方では[]があるのですが、その[]の裏になります。ここが当該地になります。写真は2ページの一番下です。ちょっと出入り口が狭いもので、田んぼとしてはここ1枚だけですね。この周りについては全て家が建っておりますけれども、出入り口が少ないということで[]なのですが、そこを出入り口にするということです。全て住宅が建っておりますので、問題はないかと思えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。これ、三宅さん、[]の側道からは入れないのですか。

○三宅委員

[]のところ、ちょっと分かりにくいのですが、右上の三角みたいな台形のところがあるのですが、それがちょっとよその人の土地なのです。ですので、[]に直接出入り口がないということで、南側だけになっているので、今回ちょっと出入り口広げたいみたいです。

○議長

ほかの委員さん方、御質問ございませんか。[]の裏にこんな土地があったのですね。ありがとうございました。

委員さん方、御質問ございませんか。これについても農地転用届を受理することに決定いたします。これでもう終わりましたね。それでは以上をもちまして、本日を終わりたいと思います。ありがとうございました。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和元年 11 月 20 日

議 長 澤田 秀隆

議事録署名人 佐伯 幸男

議事録署名人 福壽 洋三